

## 日本人でない遺骨が收容された可能性が 指摘された後の対応に関する調査チーム要綱

### 1. 趣旨

戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において、收容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）による会議を開催する。

### 2. 構成

- (1) 調査チームは、座長が指名する別紙の構成員をもって構成し、同チームに主査を置く。
- (2) 主査は、調査チームに補助員を置くことができる。
- (3) 調査チームの構成員及び補助員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

### 3. 事務

調査チームの事務は、厚生労働省大臣官房総務課が行う。

### 4. その他

前各項に定めるもののほか、調査チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。